

栃木県知事選挙のお知らせ

～一票に 託す栃木の 明るい未来～

投票日11月16日(日) 投票時間 午前7時から午後8時まで

投票できる方

平成20年11月16日現在で、満20歳以上の方(昭和63年11月17日までに生まれた方)

平成20年7月29日までに転入の届出をし、下野市に引き続き住んでいる方

と の両方に当てはまる必要があります。

◆ 県内の他市町から下野市内に転入した方

平成20年7月30日以降に、県内の他市町から市内に転入した方は、以前住んでいた市町の選挙人名簿に登録されていれば前住所地で投票することができます。(この場合住所移転は市町を単位として1回に限り、下野市長が発行する「県内に引き続き住所を有する証明書(無料)」が必要になります。)

◆ 市内に転居した方

平成20年10月15日以降に市内転居の届出をした方は、転居前の投票区で投票してください。

◆ 県外へ転出する予定がある方

投票する前に県外へ転出すると、投票することはできません。

投票所入場券をお忘れなく！

投票所などを記載した入場券は、10月30日に郵送しますので(はがきで1人に1枚ずつ)投票の際は、入場券を持参してください。万が一、投票所入場券が届かなかった場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票することができますので、当日投票所でその旨を申し出てください。

期日前投票をご利用ください！

投票日の当日に、仕事・冠婚葬祭・レジャーなどの予定のある方で投票できない方は、期日前投票をすることができます。

宣誓書を提出(投票所で記載します。)していただくだけで、後は当日の投票と同じく直接投票箱に投函することができます。印鑑・身分証明書などは必要ありませんが、入場券がお手元に届いている方はお持ちください。

◆ 期日前投票期間

10月31日(金)～11月15日(土)

◆ 期日前投票時間

午前8時30分～午後8時

◆ 期日前投票所

- ・ 国分寺公民館
- ・ 石橋庁舎(駐車場内プレハブ室)
- ・ 南河内庁舎(別館会議室)

期日前投票は、上記記載の3施設のどこでも投票することができますが、投票日当日(11月16日)は、投票所入場券に記載された投票所で投票することになります。

郵便などによる不在者投票について

◆ 郵便による不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている方(一定基準以上の障害に該当する方)や介護保険法による要介護者で区分が「要介護度5」に該当する方で、自分で記載することができる方は、郵便により投票することができます。さらに一定基準以上の障害がある方は代理記載制度もあります。投票には、あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けることが必要となりますので、早めに市選挙管理委員会までお問い合わせください。

すでに郵便投票証明書の交付を受けている方の投票用紙の請求期限は、11月12日(水)までとなります。

◆ 病院、老人ホーム等の指定施設での不在者投票

都道府県選挙管理委員会から指定を受けている病院、老人ホーム等に入院または入所している方は、その施設内で投票することができます。この場合には、施設管理者に不在者投票を希望する旨をお申し出ください。

◆ 他の市町村での不在者投票

仕事などの都合により滞在先の選挙管理委員会で投票をされる方は、下野市選挙管理委員会までお問い合わせください。

投票の諸制度

◆ 代理投票

身体が不自由で、自分で候補者の氏名を書くことができない方は、投票所の係員による代理投票をご利用ください。(本人が投票所に出掛けていただくことが必要です。)

◆ 点字投票

目が不自由な方は、点字投票をご利用ください。各投票所には、点字器を備えてあります

選挙公報

候補者の政見等を知っていただくため、新聞折り込みにより各世帯へ配布します。配布時期は11月7日頃の予定です。

新聞折り込みのほか、次の施設にも備え付けますのでご覧ください。

南河内庁舎、石橋庁舎、国分寺庁舎、南河内公民館、南河内東公民館、石橋公民館、国分寺公民館、南河内図書館、石橋図書館、国分寺図書館、ゆうゆう館、きらら館、ふれあい館の各窓口

新聞未購読の方は、下野市選挙管理委員会までお申出ください。郵送によりお送りします